

香川県では、10月9日から「感染拡大防止対策期」に移行しましたが、今後も継続して感染防止対策を徹底するよう協力要請がなされているところです。

については、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部決定の同基本的対処方針」や、現在までの知見をもとに、本校においては当面、次の方針により対応することとします。

（1）重要な基本方針

- ・ 正確な情報収集を行い、適切な対応に努める。文末の連絡先等を参照。
- ・ 教職員、学生への適切な情報提供を行う。
- ・ 機構本部、香川県、保健所等の関係機関との連携を図る。

（2）日常生活での対応について

国内においては、人込みを避け、咳エチケット、手洗い、換気の励行等の基本的な感染症対策を徹底してください。特に、「感染リスクが高まる5つの場面（①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）」に留意し、感染リスクを下げることを徹底してください。

香川県内では、濃厚接触を避けがたい家族間での感染事例があることから、自宅においても手洗い、換気、マスク着用、共用部分を清潔にするなどの感染防止対策をお願いします。

発熱や風邪症状等（呼吸困難、倦怠感、味覚障害等を含む）がある場合は登校・出勤を控えてください。家族が濃厚接触者に特定されたり、発熱や風邪症状等がある場合も同様に登校・出勤を控えてください。

また、教職員が病院を受診した場合は、学校関係者であることを申し出て、PCR検査を希望するようにしてください。

風邪やインフルエンザと同様、一人一人が普段から予防に取り組んでおくことが重要です。以下のような感染症対策を心がけてください。

- ・ 人との接触を低減する。特に大人数での会食等を控えるとともに、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛する。
- ・ 飲食店を選ぶ際には、アクリル板の設置、食事中以外のマスク着用の推奨、消毒液の設置、換気の徹底等の感染防止対策がなされている飲食店を選択する。（なるべく「かわ安心飲食店認証」のある飲食店を選択する。）
- ・ 感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える。
- ・ 規則正しい生活・食事・睡眠・服装など体調管理を心がけ、適度な運動をする。
- ・ 石鹸による手洗い、うがいを行う。
- ・ 「密閉空間」、「密集した場所」、「密接した会話」の「3密」に該当する場所を避ける。
人との間隔はできるだけ2m以上空け、特に「3密」が重なるような場面は徹底して避ける。
- ・ 定期的に窓を開け、部屋の換気に留意する。
- ・ 外出時には症状がなくてもマスクを着用する。
- ・ マスクの着用については、熱中症等健康被害の防止のため、最大限の注意喚起を行い、

呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外す等の対応をとること。

- ・咳エチケットを徹底する。

咳やくしゃみをするときに手のひらで押さえると、その手で触ったものを介して感染が広がってしまいます。マスク・ティッシュペーパー・ハンカチなど、他の場所に触れないものを使って鼻や口を押さえてください。

- ・厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的に利用する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

- ・新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではないので、人権に配慮した判断や行動を心がける。

【発熱や風邪症状等（呼吸困難、倦怠感、味覚障害等を含む）が見られた場合の登校・出勤再開の目安】

発熱及び風邪症状等が消退した場合（PCR検査結果が陰性であった場合も含む）は、念のため、消退後24時間は人との接触（登校・出勤）を控え、その間に症状が再び現れなければ、登校・出勤可能です。

（3）学事行事について

- ・授業については、引き続き感染防止対策を講じたうえで、Microsoft 365の授業補助機能等も有効に活用しながら、面接授業（*1）を実施する。
- ・メールやサイボウズ等を確認し、今後の学事行事の変更等の確認漏れがないよう注意する。
- ・課外活動については、引き続き、感染防止対策を徹底したうえで活動する。

①香川県が感染拡大防止対策期の間、県外高校等との練習試合（宿泊を伴わないものに限る。）は慎重に検討すること。感染拡大地域（*2）との交流は認めない。

②熱中症対策の点からも、できるだけ短時間で効率的に行う。

③公式大会への参加は可とするが、県外チーム等と活動した場合には14日間の行動記録（いつ・どこで・誰と接触したかを簡単にメモ）も取ること。

④集団での飲食を控え、着替えや移動といった場面での感染対策に十分留意すること。

⑤発熱や風邪症状等（呼吸困難、倦怠感、味覚障害等を含む）がある場合は活動に参加しない。

- ・本校の学内会議等については、別紙「会議等の開催に関する判断基準について」に基づき、各委員長及び事務担当にて開催方法等を判断する。

（4）集合形式の行事等（イベント、学会、研究会等）への参加について

- ・本校が主催する行事等については、別紙「香川高専主催のイベント等の開催基準等について」に基づき、また、香川県の「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」及び「催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について」を参考に開催の可否を検討する。比較的少人数のイベント等については、Web会議ツールを活用したライブ配信、オンデマンド配信等の方法も考慮する。なお、感染拡大防止のため、イベント等参加者に接触確認アプリ（COCOA）を利用することを促すとともに、イベント参加者の連絡先等の把握を徹底する。

- ・学外者のキャンパスへの招聘にあたっては、その必要性、感染拡大地域（*2）や長時間移動の有無等も考慮し、慎重に判断する。

- ・全国的且つ大規模イベント及び香川県の「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」の開催基準を満たしていないイベント等への参加は禁止する。その他のイベント等については、参加の可否を十分に検討する。

- ・学会・研究会等への参加については、その必要性、規模、場所等を踏まえ可否を慎重に検討する。

※学生のイベントや行事等への参加・課外活動の実施及び学生の就職活動の支援については、別途通知する「新型コロナウイルス感染症に対する本校の対応について（第28報）」

のとおりとする。

(5) 日本国内での往来について

香川県が**感染拡大防止対策期**の間、不要不急の外出・移動は県内外を問わず慎重に検討する。特に、感染拡大地域(*2)への不要不急の往来を慎重に検討する。

県外に移動した場合（通勤・通学を除き、寮生等の帰省を含む）、帰県後 14 日間は、従前からの健康状態記録に加えて行動記録（いつ・どこに・誰と接触したかを簡単にメモ）も取る。

健康及び行動記録は各自で保管し、必要に応じ提出できるよう準備する。

なお、発熱や風邪症状等（呼吸困難、倦怠感、味覚障害等を含む）がある場合は、通勤・通学や都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控える。

(6) 海外への渡航について

日本においても、入国拒否対象地域の拡大や全ての国及び地域からの入国者に対する検疫強化等の水際対策強化が措置され、また、渡航先の国・地域においても行動制限を受けたり、出国が困難となる事例が生じている状況を鑑み、感染症危険情報レベル 1 以上の国・地域への渡航は、不可とする。

(7) 在宅勤務、時差出勤について

「機構在宅勤務規則」（令和 3 年 4 月 28 日付け制定）に基づき、業務遂行の必要性を念頭に置き、可能な範囲で在宅勤務を実施する。

また、感染拡大を防止する観点から、通勤に公共交通機関を利用している場合等は、時差出勤も実施することとする。

(8) 学生及び教職員への対応について

○新型コロナウイルス感染症対応マニュアルについて

本校ホームページに掲載している「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を必ず確認しておく。

https://www.kagawa-nct.ac.jp/general_affairs/kikikanri.html

なお、以下については特に確認すること。

- ・感染疑い発生時の具体的対応フロー … P27
- ・校内で感染が発生した場合の各キャンパスにおける新型コロナウイルスへの対応 … p45
- ・学生が新型コロナウイルスに感染した場合の行動計画 … P53～56

○学生への対応

厚生労働省通知の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」にあるとおり、

- ①登校前に発熱や風邪症状等（呼吸困難、倦怠感、味覚障害等を含む）がみられるときは、学校を休み外出を控える。
- ②毎日、必ず朝晩体温を測定して健康記録とともに記録しておく。

ということを特に心がける。

休業中に登校させた場合は、応対する教職員が体温等の健康状態を報告させ確認する。

休業中以外は、登校後、以下の教員が体温等の健康状態を報告させ確認する。

（本 科） 1～3 年生は朝一番に担任、4～5 年生はその日に受ける最初の授業担当教員
（専攻科） 創造工学専攻の学生は各コースの専攻委員

電子情報通信工学専攻の学生はその日に受ける最初の授業担当教員

登校前の体温測定を忘れた学生に対しては、教室にて体温を測定する。

（学校の体温計で測定する場合は、消毒して使用すること。）

◎（高松 C）学務課学務係 8：30～17：00 087-869-3832

◎（詫間 C）学生課教務係 8：30～17：00 0875-83-8516

○教職員への対応

厚生労働省通知の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」にあるとおり、

- ①出勤前に発熱や風邪症状等（呼吸困難、倦怠感、味覚障害等を含む）がみられるときは、出勤及び外出を控える。
- ②毎日、必ず朝晩体温を測定して健康記録とともに記録しておく。

ということを特に心がけること。また、休む場合は総務課人事労務係（高松キャンパス）又は総務課庶務係（詫間キャンパス）へ必ず連絡すること。

- ◎（高松C）総務課人事労務係 8：30～17：00 087-869-3812
- ◎（詫間C）総務課庶務係 8：30～17：00 0875-83-8506

○感染が疑われる場合の連絡先等

香川県新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/yakumukansen/kansensyoujouhou/kansen/sr5cfn200127213457.html>

（詳しくは「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（厚生労働省）」をご覧ください。）

- ☆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ☆上記以外の方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などをのみつけなければならない方も同様です。）

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに【相談窓口の連絡先】に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、【相談窓口の連絡先】やかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

【香川県・岡山県の相談窓口】

- 香川県
 - ・発熱などの症状がある方は、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談ください。下記の香川県ホームページを参照し、事前に相談のうえ受診してください。
https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_6/dir1_6_1/wckq8k201028190026.shtml
 - ・どこに相談すればよいかわからない場合は、香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターに連絡してください。（0570-087-550 専用ナビダイヤル・24時間対応）
- 岡山県（帰国者・接触者相談センター）
 - ・発熱などの症状がある方は、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談ください。かかりつけ医をお持ちでない方や、対応できない時間帯の場合は、下記の岡山県ホームページを参照してください。
<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>

(*1)本校では、文部科学省通知（令和2年3月24日「大学等の授業の開始等について」、令和2年6月5日「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」等）における用語使用に基づき、「学生が通学する形で行われる対面での授業」を「面接授業」と表記しています。

(*2) 新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域。10月13日時点では該当なし。